

令和2年度法務省委託 大型広報における人権に関するシンポジウムの  
インターネット広告（GDN 及び YDN）実施に関する留意事項

インターネット広告（GDN 及び YDN）による広報活動

- (1) 誘導用バナー広告は、グーグル合同会社、ヤフー株式会社の提供する次の広報媒体を使用する。  
「Google Display Network」「Yahoo! Display AD Network」によるバナー広報  
※ ただし、上記媒体と同等又はそれ以上の広報効果が得られる他の媒体がある場合は提案可。その場合は、根拠資料や理由等、必要な情報を企画書中に明記すること。
- (2) バナー広告については、当センターが指定する範囲からサイトを選定すること。
- (3) バナー画像クリック数はより多いことが望ましいが、少なくとも以下の回数を満たすものとする。  
Google Display Network もしくは Yahoo! Display AD Network : 実施回数3回  
各期間5,000クリック以上  
※ クリエイティブ作成、運用管理等に要する経費や利益等は一切含まない。  
※ 掲出においては担当者との協議のうえ、別途グーグル合同会社、ヤフー株式会社と連携し効果的・効率的な配信運用に努めること。
- (4) バナー画像広告で掲載する画像は、新規に企画・制作すること。
- (5) 広報時期は下記を想定
  - ア 人権シンポジウム in 東京 令和2年11月25日（水）  
実施時期：9月中旬～開催日前日
  - イ 人権シンポジウム in 神戸 令和3年1月31日（日）  
実施時期：11月中旬～開催日前日
  - ウ ハンセン病に関する「親と子のシンポジウム」福岡会場 令和3年2月23日（火・祝）  
実施時期：12月中旬～開催日前日